

事務連絡
平成19年7月23日

事業主 各位

全国測量業厚生年金基金
理事長 辻畑 隆正

前略 この度の新潟県中越沖地震において、被害にあわれた皆様方へは、謹んでお見舞申し上げます。

さて、今回の地震で被災された事業所の掛金について、支払が困難な場合は一定期間納付を猶予することといたしましたので、ご連絡いたします。

また、今回の地震に伴う災害見舞金の支給について、下記のとおりご連絡申し上げますので、該当される加入員がおられる場合は、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

被災された皆様方は、いまだ不安な日々をお過ごしのことと心痛お察しいたしますが、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

草々

記

○掛金の納付猶予について

被災された事業所で掛金の支払が困難な場合、納付猶予期間を設けます。

対象となる掛金：平成19年6月分（7月末日納付期限）以降の掛金

納付猶予期間：それぞれの月分の納付期限から1年以内

申請方法：平成19年8月20日迄に当基金宛てにご連絡ください。

口座引落をご利用の場合は、お早めにご連絡ください。

○災害見舞金の支給について

対象者：基金加入期間1年以上で災害の日に加入員であった者

損害の程度：居住住居の全壊（焼）、半壊（焼）、一部損壊

請求方法：災害見舞金請求書に以下の書類を添付して基金に提出してください。

①り災証明書 ②住民票記載事項証明書

なお、災害見舞金の詳細な規定については、同封の「災害見舞金支給規程」をご覧ください。